

「石綿無含有建材一覧表」掲載の中止について

平成 28 年 3 月 1 日

(一社) J A T I 協会

(一社) J A T I 協会では、旧(社)日本石綿協会から引き継いで「石綿無含有建材一覧表」を公開してまいりました。

同一覧表は、利用者の安全サイドを考慮したものであり、下記 4 条件を「石綿無含有製品の定義」として、該当する製品を調査し作成したものです。

- ① 原材料に、石綿（繊維状を呈するアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）を意図的に使用¹⁾しない建材。
- ② 原材料に、石綿を有する副産物（端材等）を使用していない建材。
- ③ 原材料に、天然鉱物（タルク、セピオライト、パーミキュライト、天然ブルーサイト及び蛇紋岩）を使用していないか、使用していたとしても原材料の配合比や分析結果等から、石綿含有率が定量下限以下²⁾であることが確認された建材。
- ④ 石綿含有建材を製造する設備と別系列で製造された建材。

- 1) ここでいう「石綿を意図的に使用」とは、石綿であることが判っており、かつ、石綿の特性を認め、その特性を製品設計に取り入れ、利用することをいう。
- 2) 「定量限界以下」とは、現在のアスベスト含有分析精度から、建材の石綿含有率を正確に確認できないものの、分析上の限界値以下(0.1%以下)であることが確認できているものを含む。

しかし、掲載している一製品について確認した結果、前述の①～④に適合しないことが判明しました。このため、全データについて確認を行った結果、他にも前述の②及び③に適合しない製品が少数ですが認められました。また、④の条件に適合しない可能性のある製品についても認められました。

これらの全ての製品が石綿を 0.1 重量%を超えて含有しているか否かは判明しておりませんが、該当する製品のメーカーのホームページでは石綿を使用していないと記載されている製品もありました。

このようなことから、再調査を行うことも検討しましたが、

- ① 前述の条件に関するメーカーの理解が必要であること（およそ 10 年前のことであるので、前述 4 条件を厳密に判断する証拠が乏しいことなどによりメーカーの情報と異なる場合がある）
- ② メーカーでも情報を発信している商品が多いこと
- ③ 吹付け材は、現地で商品名を確認できないので、情報が役立ちにくいこと
- ④ 第三者による保証ではないこと

から、この度、公開を中止することといたしました。

以上